



2025 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク シ ー ジ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 段 卓
(コード番号：4936 東証スタンダード)
問い合わせ先 取締役管理部担当 福 井 康 人
TEL. 03-6911-3899

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 19 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下「対象取締役」という。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定に関する議案を、2025 年 10 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 議案提案の理由

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対してストック・オプション（新株予約権）を発行するものです。

2. 付議する議案の内容

当社の取締役の報酬額は、2015 年 10 月 23 日開催の株主総会において、年額 5 億円以内とご承認いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、対象取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を年額 150 百万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものです。

3. 新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

・新株予約権の総数

年 276 個を新株予約権の上限とする。

・新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。

なお、本新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じとする。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株の 100 分の 1 未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の終値（当日に売買がない場合にはそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、

(1) の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当てを除く。また、本新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

本号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは当社発行株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

当社が株主割当て又は株式の無償割当て以外の方法で株式を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本号に基づく調整は行われえないものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会で定めるところによる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権者が、以下のイ、ロ、ハ及びニに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数の1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - イ. 2030年10月25日から2031年10月24日までは、割り当てられた本新株予約権の4分の1まで
 - ロ. 2031年10月25日から2032年10月24日までは、上記イに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の2分の1まで
 - ハ. 2032年10月25日から2033年10月24日までは、上記イ及びロに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の4分の3まで
 - ニ. 2033年10月25日以降は、上記イ、ロ及びハに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の全て
- ②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人いずれかの地位を保有していることを要する。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。
- ③次のいずれかに該当する事由が発生した場合、新株予約権者は当該本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に行使を認めた場合は、この限りではない。
 - イ. 権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ロ. 権利者が当社又は当社関係会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は当社関係会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ハ. 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は当社関係会社の信用を損ねた場合
 - ニ. 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ. 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ヘ. 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ト. 権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - チ. 新株予約権者が自己に適用される当社又は当社関係会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥各本新株予約権1個未満の行使はできない。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

③当社の株主による株式等売渡請求（会社法第 179 条の 3 第 1 項に定義するものを意味する。）
を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

④新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他

上記のほか、新株予約権の募集事項については、別途取締役会の決議において定める。

当社は、本議案が承認されることを条件として、当社の従業員（一部の管理職）に対しても、上記と同様の制度を適用する予定です。発行の内容につきましては、取締役会にて決議され次第、速やかにお知らせいたします。

以 上